



会報

日食協

第60号

'89. 3. 10 発行

日本加工食品卸協会

〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目5番11号(江戸ビル4階)
電話 東京03(241)6568-6569番 FAX; 03-241-1469

目

次

消費税・待ったなしの4月1日	；完全転嫁を期しカルテル申請	2
◇消費税法対応の手引き<抜粋特報>		2
・具体的な事務処理方法		3
・導入時(3月31日と4月1日)の留意事項		10
・消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書(案)		11
消費税問題関連活動		12
◇賛助会員世話人会で消費税対応等を報告		12
◇異業種卸団体と2回にわたり連絡会開催		13
◇第5回食品卸団体連絡協議会		13
◇「平成」からの“税制研”活動		14
関心極めて大の各支部説明会	；具体的な事務処理等で活発な質疑	16
消費税導入実施に伴う対応方法	生産・小売業界へ周知図る	20
運営委員会	消費税で合同委員会開催	21
情報システム化委員会		22
◇第29回ネットワーク検討会		23
◇委託事業の報告書とりまとめ順調に進む		24
物流委員会		24
◇物流委WGが初協議		25
支部ニュース		25
◇共同配送委員会		26
缶詰ブランドオーナー会	；蔬菜部会で缶詰を協議	26
缶詰の「預り品ルール化」で懇談		28
◇品質対策委で“賞味期間”を協議		28
◇みかん缶JAS受検状況		28

消費税・待ったなしの4月1日

完全転嫁を期しカルテル申請

消費税・待ったなしの4月1日がやってくる。

日食協では、運営委員会ならびにその傘下の「税制実務研究会」をはじめ各支部の有機的連動のもとで、まさに全組織を挙げての消費税対応活動を展開してきた。

特に「税制実務研究会」では、消費税法案が国会通過する以前から原則ゼロ税率課税を標榜するかたわら、法案成立の如何に拘らず、実務処理手法は流通業界として早期対応の要ありとして、他の業界にさきがけ昨年7月11日を皮切りに現在まで8回にわたり真剣に研究、協議を重ねるとともに関連する行政官庁、小売業界団体、食品卸同業5団体、賛助会員世話人会さらには異業種卸団体等との連繋、動向把握に努め、その結論として、前号既報のごとく外税方式（税抜き）を大前提とする転嫁カルテルならびに請求書締め単位の決済方法採用のための表示カルテルの申請を行うこととなり、日食協トップ機関承認のもとに「消費税」への基本的対応路線を明らかにした。

同時に、同研究会では前号記載の「消費税負担のインパクト」作成につづいて、消費税制度を正しく理解し、加工食品流通業界における日常業務上重要と考えられる実務知識を中心とした「消費税法対応の手引き」（A4版、37頁）を刊行。食品業界全体が不安と疑問とあせりのはざまにおかれた状況のなかで、この手引きは時宜に最も叶う冊子であるとの評価を高からしめている。以下に「消費税法対応の手引き」を抜粋特報する。

消費税法対応の手引き

（抜粋特報）

この手引き書のはじめにいう。

①「外税方式（税抜き）」 ②「決済方法は請求書締め単位」を採用するとともに転嫁・表示カルテルを申請する基本姿勢は「法の精神を忠実に守り、正しく実行すること」にあり、その事由について次のように解いている。

(1) 「外税方式（税抜き）」の採用事由

① 商品単価が大変小さいこと

- ② 付加価値が大変少ないとこと
- ③ 不信感を発生させないとこと
- ④ 簡単、明瞭、省力的であること
- ⑤ 経営管理に混乱を発生させないとこと

- (2) 「決済方法は請求書締め単位」の採用事由
 - ① 税額の差額僅少化を図ること
 - ② 簡単、明瞭、省力的であること
- (3) 「転嫁方法・表示方法のカルテル」の申請事由
 - ① 混乱を惹起せず整然と対応すること
 - ③ 信頼関係を維持すること
 - ② 不測の事態を防止すること

この手引きの主な目次内容は、はじめに日本加工食品卸協会会長のことばが掲げられ　I、消費税の概略（基本的仕組み、消費税の特色、消費税転嫁の仕組み）　II、基本事項の具体的な内容（売上げ、課税取引、非課税取引、輸出免税等について。資産の譲渡等の時期、課税標準、税額控除等、申告ならびに納付等、帳簿の備付け等。）　III、具体的な事務処理方法（売上げ＜事業目的物＞に係る事務処理方法、仕入れ＜事業目的物＞に係る事務処理方法、リベート＜割戻し＞等に係る事務処理方法、諸経費等に係る事務処理方法、事業目的物以外の売上げ又は役務の提供に係る事務処理方法）　IV、税務会計の損益計算書と消費税会計の損益計算書概念図　V、導入時（3月31日と4月1日）の留意事項（取引関係事項。記帳、申告等手続き関係事項）　VI、細目別課税・非課税・取引対象外の判断（損益計算書関係、貸借対照表関係）　VII、消費税の転嫁と独占禁止法についての手引き（公正取引委員会事務局作成の抜粋）　VIII、転嫁方法・表示方法のカルテル（消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書＜案＞）

以上の目次内容のうち、ここではIIIの具体的な事務処理方法およびVの導入時の留意事項と最後に共同行為協定書＜案＞を抜粋し掲載することにしたい。

具体的な事務処理方法

1. 売上げ（事業目的物）に係る事務処理方法

「外税方式（税抜き）を採用」とする。

- (1) 取引きは外税で取引きを行い、取引額に対して消費税額を計算し、これを加算して請求を行う。

なお、消費税額の円未満は切捨てとする。

- (2) 消費税額の計算は、個々の取引きに対して算出するのではなく、請求書の締切りごとに行う。これを例示すれば次のとおり。

請求書	
平成 ○年 ○月 ○日	
○年○月○日～○年○月○日の、お買上げ額	10,000,000 円
上記お買上げ額の消費税額	300,000 円
今回ご請求額	<u>10,300,000 円</u>

- (3) 代金回収に際しては、請求に準じた回収を行うものとする。
これを例示すれば次のとおり。

代金支払計算書	
平成 ○年 ○月 ○日	
○年○月○日～○年○月○日の、貴ご請求額	10,000,000 円
未着、返品、値引き等金額（明細別紙）	1,000,000 円
差引金額	9,000,000 円
上記に対する消費税額	270,000 円
今回お支払い額	<u>9,270,000 円</u>

- (4) 会計整理は次のとおりとする。

会計整理の方法には二つの方法がある。（前記(2), (3)の例示によって）

イ. 代金の回収に基づいて会計整理を行う方法

- (a) 請求書発行時に会計整理を行わない。
- (b) 代金回収時はじめて会計整理を行う。

Dr 小切手（又は受取手形） a/c 9,270,000 円

Cr 売掛金 a/c 9,000,000 円

仮受消費税 a/c 270,000 円

- (c) この場合常に売掛金残高に対して、未収消費税（売掛金残高 × 3 %）が簿外勘定として発生する。

ロ. 請求書発行時に会計整理を行う方法

(a) 請求書発行時の会計整理

Dr 未収消費税 a/c 300,000 円

Cr 仮受消費税 a/c 300,000 円

(b) Dr 売掛金 a/c ×××円 Cr 売上高 a/c ×××円 は取引きの成立都度発生しているので、ここでは新たな発生はない。

(b) 代金回収時は

Dr 小切手（又は受取手形） a/c 9,270,000 円

Cr 売掛金 a/c 9,000,000 円

未収消費税 a/c 270,000 円

(c) この場合、簿外勘定としての未収消費税は発生しないが、常に一つの取引先に対し、二つの人名勘定（売掛金 a/c と未収消費税 a/c）を管理することとなる。

上記に示す二つの方法があり、債権管理において、どちらが簡単、明瞭、省力的であるかが、会計整理方法採用の判断とするところとなる。

イの方法の「代金回収に基づいて会計整理を行う方法」を採用した場合、決算時に次の会計整理を行わなければならない。

i. 決算時の売掛金残高（販売先ごとに計算し）に対して 3% 未収消費税勘定の計上をする。

(b) 消費税額は円未満を四捨五入する。

(売掛金に対する)

Dr 未収消費税 a/c ××× 円

Cr 仮受消費税 a/c ××× 円

ii. この場合、人名勘定ごとに行うのではなく、総額に対して対応すればよい。

ただし、販売先ごとの明細の完備を要する。

iii. 未収消費税勘定は翌期中はそのままにしておき、翌期の期末に洗い替え方式によって前 i 項の対応を行えばよい。

以上の方法から考察すれば、実務的には、「イの方法」が最も簡単、明瞭、省力的であると思われる。

2. 仕入れ（事業目的物）に係る事務処理方法

「外税方式（税抜き）を採用」とする。

(1) 取引きは外税で取引きを行い、取引額に対して消費税額を計算し、これを加算して支払いを行う。

- (2) 消費税額の計算は、個々の取引きに対して算出するのではなく、請求書の支払いごとに行う。
 (3) 会計整理は次のとおりとする。

会計整理の方法には二つの方法がある。

イ. 代金支払に基づいて会計整理を行う方法

- (a) 代金支払時に初めて会計整理を行う。

代金支払計算書	
平成 ○年 ○月 ○日	
○年○月○日～○年○月○日の、貴ご請求額	10,000,000 円
未着、返品、値引き等金額（明細別紙）	1,000,000 円
<u>差引金額</u>	<u>9,000,000 円</u>
上記に対する消費税額	270,000 円
<u>今回お支払額</u>	<u>9,270,000 円</u>

Dr 買掛金 a/c 9,000,000 円

仮払消費税 a/c 270,000 円

Cr 小切手（又は支払手形） 9,270,000 円

- (b) この場合、常に買掛金残高に対し未払消費税（買掛金残高 × 3 %）が簿外勘定として発生する。

ロ. 一定期間ごと（旬単位、月単位等）の仕入金額に基づいて会計整理を行う方法

- (a) 一定期間を定めて、その期間の仕入金額（返品、値引等を控除後）に係る消費税額を仕入先ごとに算出し会計整理を行う。

• 平成元年○月度の仕入額 13,000,000 円

上記に係る消費税 390,000 円

Dr 仮払消費税 a/c 390,000 円

Cr 未払消費税 a/c 390,000 円

- (b) 代金の支払時の会計整理

（前項のイの(a)の代金支払計算書より）

Dr 買掛金 a/c 9,000,000 円

未払消費税 a/c 270,000 円

Cr 小切手（又は支払手形） a/c 9,270,000 円

イの方法「代金支払に基づいて会計整理を行う方法」を採用した場合、決算時に次の会計整理を行わなければならない。

- ① 決算時の買掛金残高（仕入先ごとに計算し）に対して3%の未払消費税勘定の計上を要する。

（註）消費税額は円未満を四捨五入する。

Dr 仮払消費税 a/c ×××

Cr 未払消費税 a/c ×××

- ② この場合、人名勘定ごとに行うのではなく、総額に対して対応すればよい。

ただし、仕入先ごとの明細の完備を要する。

- ③ 未払消費税勘定は、翌期中はそのままにしておき、翌期の期末に洗い替え方式によって前①項の対応をすればよい。

以上のことから考察すれば、実務的には「イの方法」が最も簡単、明瞭かつ省力的であると思われる。

3. リベート（割戻し）等に係る事務処理方法

「売上げ、仕入れのそれぞれに係るリベートの対応方法は基本的には同じである。」

- (1) 売上げ（又は仕入れ）代金とリベート等を相殺した金額をもって回収（又は支払い）し、経理処理を継続的に行っている場合は、相殺した金額に対し消費税3%を計算すればよい。
- (2) リベートなどの支払い（又は受入れ）を別途に小切手（又は銀行口座振込み等）等をもって行う時は、消費税3%を加算して支払い（又は受入れ）を行う。
- (3) 前項(1)と(2)の関係を示せば次のとおり。

相殺の場合		別途の場合	
売上（又は仕入）金額	20,000千円		20,000千円
リベート金額	△ 1,000千円		—
相殺後の回収（支払）金額	19,000千円		20,000千円
同上消費税額	570千円		600千円
回収（支払）金額	19,570千円		20,600千円
(相殺の場合)		(別途の場合)	
リベート等金額	—	△ 1,000千円	
同上消費税額	—	△ 30千円	
	—	△ 1,030千円	
再 計	19,570千円		19,570千円

リベート等を別途に授受する場合、リベート等に係る分の消費税を過大に授受していることによる返戻である。

- 従って
- 相殺の場合は会計整理は不要となる。
 - 別途の場合は下記会計整理を要する。

(仕入れの場合)

Dr 小切手 a/c	1,030千円
Cr 仕入(受取りリベート) a/c	1,000千円
仮払消費税 a/c	30千円

(売上げの場合)

Dr 売上(支払リベート) a/c	1,000千円
仮受消費税 a/c	30千円
Cr 小切手 a/c	1,030千円

(4) 未収(未払い)計上リベート等の対応について

- ① 事業年度中(期中)においては会計整理を行わない。
- ② 決算時に未収(未払い)リベート等の残高(取引先ごとに計算し)に対する3%の消費税部分の調整を行う。
注 消費税額は円未満を四捨五入する。

(未収リベートについて)

Dr 未収入金 a/c	×××円
Cr 仮払消費税 a/c	×××円

(未払いリベートについて)

Dr 仮受消費税 a/c	×××千円
Cr 未払金 a/c	×××千円

- ③ この消費税に係る未収入金勘定(又は未払金勘定)は翌期中はそのままにしておき、翌期の期末に洗い替え方式によって前項②の対応を行えばよい。

4. 諸経費等に係る事務処理方法

『諸経費については、そのすべての相手先に対し、「税抜き」・「税込み」のどちらか一方に特定させることは不可能であることによって、受身的な会計整理となる』

- (1) 会計整理は、「税抜き」か「税込み」かどちらか一つを選択し、統一した会計によることが望ましい。
- (2) 「税抜き」会計整理を選択した場合,
 - ① 代金の支払いに合わせてその都度会計仕訳を行う。

- ・外税方式で請求がある場合には

Dr 営業費 (○○細目) a/c	10,000円
仮払消費税 a/c	300円
Cr 現金 (又は小切手) a/c	10,300円

- ・内税方式で請求がある場合は、消費税額を算出し会計仕訳を行う。

$$(10,300 \text{ 円} \times \frac{3}{103} = 300 \text{ 円} \cdots \cdots \text{消費税額})$$

- (2) 決算時に経費を未払金勘定に計上する場合は

Dr 営業費 (○○細目) a/c	10,000円
仮払消費税 a/c	300円
Cr 未 払 金 a/c	10,300円

これを翌期になって支払いを行うときは

Dr 未 払 金 a/c	10,300円
Cr 現金 (又は小切手) a/c	10,300円

- (3) 「税込み」会計整理を選択した場合

- (1) 代金の支払いは従前（消費税導入前）どおりの会計仕訳を行う。

Dr 営業費 (○○細目) a/c	10,300円
Cr 現金 (又は小切手) a/c	10,300円

- (2) 一定期間ごと（旬単位、月単位）に、経費費目ごとの総額に対し、消費税額を算出し、会計仕訳を行う。

Dr 仮払消費税 a/c	× × × 円
Cr 運 貨 a/c	× × × 円
運営費 (○○細目) a/c	× × × 円
(○○細目) a/c	× × × 円

- (3) 決算時に経費を未払金勘定に計上する場合には、「税抜会計整理方法」を選択した場合と同じ整理方法となる。

5. 事業目的物以外の売上げ又は役務の提供に係る事務処理方法

- i 社員等に貸与し徴収している社宅料
- ii 情報システムに係る受取データ料
- iii セールスカー、配送車等を買換えた場合の下取車
- iv その他諸々

これ等のものは、消費税法における売上げになるのでそれぞれの取引きのあった場合、明瞭に

区分し前項Ⅲの1に準じた方法により会計整理を行えばよい。

導入時(3月31日と4月1日)の留意事項

1. 取引関係事項

(1) 3月31日以前の契約に基づく取引き

4月1日以後に行われる資産の譲渡等又は課税仕入れ等について適用されるから、3月31日以前に締結した資産の譲渡等又は課税仕入れ等に関する契約に基づく資産の譲渡等又は課税仕入れであっても、これらが4月1日以後に行われる場合は、別段の定めがある場合を除き、当該資産の譲渡等又は課税仕入れ等についてこの法が適用される。

(2) 3月31日までに購入した在庫品

3月31日までに他から仕入れをした資産を4月1日以後に販売する場合の当該資産の仕入れについては、仕入れに係る消費税の控除はできない。

(3) 4月1日以後の課税仕入れに係る返品、値引、リベート(割戻し)の区分計算

4月1日以後に行なった仕入れに係る対価の返還等(返品、値引き、リベート等)のうちには3月31日以前の仕入れに係るものが含まれている場合には、4月1日以後において行なった課税仕入れに係る対価の返還等について合理的に区分しなければならない。

(4) 4月1日以後の売上げに係る返品、値引、リベート(割戻し)の区分計算

4月1日以後に行なった売上げに係る対価の返還等(返品、値引き、リベート等)のうちには3月31日以前の資産の譲渡に係るものが含まれている場合には、4月1日以後に国内において行なった課税資産の譲渡に係る売上げに係る対価の返還等を合理的に区分しなければならない。

(5) 資産の継続貸付け

昭和63年12月30日前に締結した資産の貸付け契約に基づき、平成元年3月31日以前から4月1日以降引き続きこの契約に係る資産の貸付けを行なっている場合に、次の①及び②、又は①及び③の要件に該当するときは消費税を課さない。ただし、昭和63年12月30日以降に当該貸付資産の対価の変更が行われた場合には、消費税を課す。

しかし、この対価の変更が、例えば賃貸人が修繕義務を履行しない場合に行われたものであるなど正当な理由に基づくものである場合にはこの限りでない。

- ① 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定

めがないこと、その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

2. 記帳事務、申告等手続き関係事項

(1) 納税者の消費税計算事務に対する配慮

(仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置)

4月1日から9月30日までの間に支出する費用について、課税仕入に係る消費税額を計算する場合において、区分することが困難な科目で特定科目以外の科目があるときは、その科目の費用の額は全額を課税仕入に係る支払対価の額とする。

- ① 特定科目とは人件費、保険料、租税公課、寄付金、地代、支払利息、有価証券の取得の対価等の属する科目
- ② ①以外の科目で、例えば交際費。

(2) 税務署への提出書類の期限猶予

簡易課税制度選択届書、消費税課税事業者選択届出書等について3月31日までに提出することとされている各種届出書については、その提出期限を9月30日まで延長。

(3) 申告、納付期限の猶予

平成元年9月30日までに申告期限が到来する事業者については、その申告及び納付期限をすべて平成元年9月30日まで延長。

なお、個人事業者の申告・納付事務については、その申告・納付期限を3月末日に変更される。

☆

☆

☆

日食協では、各支部の消費税説明会の終了時点に併行して転嫁ならびに表示カルテルの申請手続きを取るが、その骨子とする(案)は次の通りである。

消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書(案)

(目的)

第1条 消費税の導入に伴い加工食品の卸売業者（以下事業者という）は、法の定めるところに基づき消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目的として次の共同行為を行うものとする。

(転嫁方法の決定)

第2条 事業者は、取引きに当たり、すべて外税方式によることとし、消費税率分の3%は本体価格（消費税額を含まない価格をいう）に上乗せすることを基本とする。

2. 事業者は、取引先に対し消費税額の完全転嫁を要請する。
3. 事業者は、消費税額分に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て処理する。

(表示方法の決定)

第3条 事業者は、請求書の発行に当たっては、本体価格と消費税額分とを別記して表示するものとする。

2. 前項の表示に際しては、本体価格の合計額に消費税率分の3%を乗じて得た税額を一括して表示することを原則とする。

(違反者への措置)

第4条 この協定書の第2条に違反した者に対しては、別に定めるところにより厳重に注意し、それに従わない場合は10万円以下の過怠金を課すことができる。

(運営の方法)

第5条 この協定を円滑かつ適正に運営するため「転嫁カルテル推進協議会」(仮称)を設置する。

2. 前項の協議会の運営は、同協議会の議長が当たる。

(附 則)

この協定は、平成元年4月1日から施行し、平成3年3月31日をもって解く。

平成元年3月 日

消費税問題関連活動

「消費税」をめぐる日食協の諸活動は、円滑、適正な完全転嫁が図られることを根幹とし、その実務的処理に当たっては、正確で簡単な手法によらなければならないとの観点に立ち税制実務研究会が中心となり、「消費税負担のインパクト」についてのシミュレーションの作成、「消費税法対応の手引き」解説版の発刊、さらには全国8支部にわたる説明会の開催等、多岐にわたる研究活動を重ねてきたが、消費税法案が成立した時点から今日現在に至るまで、日食協活動は、まさに消費税に向けて全力投入の臨戦活動に終始したと申してもよい。

昭和が幕を閉じ、平成となったこの2カ月間、日食協は、「消費税」に対しどのような活動を展開してきたか、以下に活動報告を兼ね主な日々を記録することにしたい。

■「賛助会員世話人会」で ■消費税対応等を報告■

2月17日、午後1時半から日本橋精養軒において、消費税法案が国会を通過した事前およびその事後における日食協の対応状況と基本的な方針について委員会等で取りまとめてきた大要を報告した。

まず、磯内運営委員長より消費税導入が4月1日から実施されることに伴い日食協は日本百貨店協会、日本チェーンストア協会あるいは公正取引委員会、大蔵省当局と折衝を重ねつつ、税制実務

研究会が中心となって完全転嫁が円滑に推進できるよう、その方途について努力。加工食品卸業界としての消費税法対応の手引きを取りまとめた旨を報告、その対応の基本は外税方式によることとし、転嫁ならびに表示カルテルの申請を行うことを明らかにした。

税制実務研究会座長の市ノ瀬竹久氏（株式会社菱食取締役）から実務面における具体的な事務処理の手法につき説明報告があった。特に決済方法は請求書締め単位としたこと、ならびに1円以下の端数処理は切り捨てとしたこと、これらの決定事項を踏まえ具体的な事務処理の方法等を説明、続いて質疑応答がなされた。

世話人各位からの質疑では端数処理の対応、表示方法に関連して個別表示と請求書一括表示の問題等に関して希望もあり意見交換し、消費税対応への日食協の基本姿勢につき相互理解を深めた。

■■■異業種卸団体と2回 にわたり連絡会開催 ■■■

大晦日の前日、すなわち昨年12月30日、午前10時から日食協会議室において磯内運営委員長、廣田商品委員長、市ノ瀬税制実務研究会座長、北田専務理事の出席のもと、異業種卸5団体側とはじめて消費税に係る緊急連絡会を開催した。

この連絡会のねらいは、外税・内税のいずれによるべきか、この辺のことについて、日食協は早くから積極的に取り組んできていることを拠りどころに、情報交換したうえで問題点を吸いあげ、さらには消費税の完全転嫁を図るためのカルテル申請をするに当たって異業種卸間での共同行為の可能性等につき意見交換した。

この連絡会に参加の団体は次の通り。

日本加工食品卸協会（進行役）、日本医薬品卸連合会、全国医療品組合連合会、全国家庭紙同業会連合会、全国菓子卸商業組合連合会、全国石鹼洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会。

続いて、第2回目の連絡会が1月27日午前10時から同じく日食協会議室において開催され、その後の各団体の消費税対応に係る現況報告ならびに意見の交換を行った。

異業種卸5団体とも日食協の外税方式を採用する方向であること、転嫁カルテルの申請を行うことなどが話合われ、その申請に当たっては、各団体個別に届出ことなどが確認された。

なお、この消費税問題を契機として今後、必要に応じ連絡会の場をもつことが話合われた。

■■ 第5回食品卸団体連絡協議会 ■■

2月16日正午から国分黒江屋ビル7階会議室において消費税問題を中心課題とした第5回食品卸団体連絡協議会を開催した。

この日の連絡会は「消費税に関する業界対応」一本に絞り、まず、卸同業5団体よりそれぞれ状況報告がなされたあと、日食協の税制実務研究会が、協議研究を続けとりまとめた「消費税法対応の手引き」の未装丁版をもとに同研究会座長の市ノ瀬竹久氏より詳細にわたり説明がなされ、続いて5団体側出席各氏から、会計処理上の具体的な事例に関する質疑、端数処理問題、カルテル申請への団体連動等々につき積極的な意見交換がなされた。

特にカルテル申請に当たっては、5団体の個別申請によらず、日食協との連名により申請したいとの意向も強くうかがえ、このことに関しては、業界の重要課題でもあるところから、改めて関係委員会、さらには正副会長の会議にも諮ったうえで方向づけたいとされた。

「平成」からの“税制研”活動

税制実務研究会の活動は「昭和・平成」の年号変りとさながら因念的に重なり合った如く、業界として全く未経験なことであり、だれもが抱いている不安への挑戦であったとも言えよう。以下にその周辺活動を追って見ることにしたい。

<平成元年>

☆1月10日；午後1時半から日食協会議室においてメーカー側の情報システムメンバーで構成している「F研」の代表者と日食協側税制研代表とが会合し、消費税に係るシステム関連につき意見交換した。

はじめに、市ノ瀬座長より過去5回にわたり協議研究してきた税制実務研究会の作業経過について報告。これまで賛助会員世話人会のメンバー代表とは、2回にわたり懇談してきたが、日食協の外税方式に対し、当初は価格改訂の方向で内税方式を考えたいとするメーカーもあり、そのためにも外税についての理解度を深める必要があり、完全転嫁のためにシステム（会計手法等）を重点的に説明した。

特に消費税の表示に関しては、伝票一行ごとの表示か、端数処理をどう扱うかなどの質疑があり、日食協の「請求書一括表示方式」の主旨等を述べ、

協力を要請した。

税制研の一貫した考え方としては、最大公約数的に作業を進めること、しかも手数が複雑でなく簡単、明瞭であることを重点に加工食品業界としての手引きを作成し、対メーカーへの説明会も企画したいと語った。



☆1月9日；午後1時から第4合同庁舎において公正取引委員会の消費税に関するガイドライン説明会が開かれ、業界団体の各事務局が出席。日食協からは専務理事が聴講した。

主な説明内容としては高橋官房企画課長によるガイドラインの概要、知久団体課長の適用除外カルテルの届出、山田景表課長の消費税導入に伴う表示に関する景品表示法の考え方、大熊下請課係長による下請法の考え方、および黒田取引課長による優越的地位の濫用行為等。

☆1月10日のF研メンバー合同による第6回目の研究会終了に続き税制研代表は今後のスケジュールについて意見交換し、解説書作成のための作業分担、各支部説明会開催に際しての日取りと、実施要領、他の関連委員会との連絡、カルテル申請に当たっての下準備などを協議した。

☆1月11日；午後2時から農林水産省食品流通局企画課では、食品業界団体の事務局を同省1階会議室に呼び集め、初の消費税説明会を開催した。

この説明会には日食協からは専務理事が出席した。

☆1月12日；税制実務研究会座長市ノ瀬竹久氏ならびに専務理事は、これまでの同研究会が取り

まとめた消費税関連諸事項につき国分側を訪れ、磯内運営委員長に経過報告、今後のスケジュール化等につき協議した。

同日午後5時、磯内運営委員長、専務理事は日本百貨店協会を訪れ、同協会が当初内税方式を検討であったことを改め、日食協同様の外税方式を正式決定した件につき謝意を表するとともに日食協の今後の方針等を伝え、外税に向けそれぞれの立場でこれを推進したい旨を述べた。

なお、同協会では仕入伝票は従来の統一伝票を変更することなく、支払案内書に仕入高×3%の額を表示する考えを明らかにしたが、これは日食協の請求書一括表示と整合する方式であることを確認した。

☆1月13日；磯内運営委員長、専務理事は午後1時、日本チェーンストア協会を訪れ、外税方式の徹底と推進につき現況確認した。

同協会では12日、通産大臣に対し外税の徹底ならびに再販品についての要望を行ったとのことで、酒類の内税問題は大蔵省に外税方式によるよう強く要望する意向を明らかにした。

なお、税額表示については納入伝票は従来通り変更せず、カガミに記載する考え方であり、日食協の一括表示方式、端数処理方法等とともに整合することが認められた。

☆1月19日；午後3時から日食協会議室において第7回税制実務研究会を開催。消費税の転嫁方法ならびにマニュアル作成について協議した。

特にマニュアル作成に関しては、当初分担による作業組みが考えられていたが緊急作業で臨む必

要があるため、まずトータル的に座長を中心となり印台を作成し、そのうえで実務処理の具体的とりまとめに入ることになった。

☆1月27日；午後2時半、磯内運営委員長、北田専務理事は国税庁間税部酒税課を訪れ、久米重治課長、亀井正博係長、佐野勝也係長に面会、流通業界は日食協はじめ外税方式で徹底を図っている折から酒類についても外税方式で指導されるよう強く希望している旨を述べ、卸業界の現況を訴えた。

☆2月6日；午後1時半から日食協会議室において第8回税制実務研究会を開き、マニュアル原案につき内容協議した。

内容協議に当たっては、基本はすべて“外税”とし、その会計処理手法は、簡単、明瞭で最大公約数的にだれもが活用できるマニュアルにまとめあげることを重点に作業が進められた。

同日午後6時、大蔵省主税局税制第2課柴田課長補佐にマニュアル原案を提示、企画官の坂篤郎氏のチェックを依頼。なお、農林水産省食品流通局企画課、商業課にも資料としての原案を提出した。

☆2月10日；午後5時、大蔵省主税局税制第2課技官高田具視氏とマニュアル原案の修正部分等につき意見交換。

☆2月13日；午前10時、市ノ瀬竹久座長、専務理事は大蔵省主税局税制第2課高田具視氏と「消費税法対応の手引き」原案につきとりまとめの要点ならびに会計処理手法の具体的な説明を行い、そのまとめ方について誤りのないことを確認

した。

なった。

☆ 2月14日；昨年12月26日の第1回委員会に続き、この日社団法人食料品流通改善協会の第2回消費税対策委員会が開かれ、日食協税制研座長市ノ瀬竹久氏ならびに北田専務理事が委員出席し、日食協の消費税対応の現況等につき報告、同改善協会の啓蒙活動事業に協力した。

☆ 2月17日；午後3時半から日本橋精養軒において賛助会員世話人会終了後、緊急運営委員会を開き、第5回食品卸団体連絡協議会で意見交換された消費税転嫁カルテル、表示カルテルの連名申請問題等につき協議、その対応に関してはさらに正副会長に諮ったうえで、方針を決定することと

☆ 2月20日；税制実務研究会の努力の成果として他業界にさきがけ、「消費税法対応の手引き」A4版37頁が刷り上がった。

☆ 2月22日；公正取引委員会団体課を訪れカルテル申請に当たっての手続き等具体的確認を行った。届出専門官丹羽俊雄氏は協定書案第2条第2項につき見解を語る。

なお、消費税関連活動のうち最重要行事としての全国8支部の消費税説明会は2月21日の関東支部を皮切りに別掲の通り開催の運びとなった。

関心極めて大の各支部説明会

具体的事務処理等で活発な質疑

税制実務研究会が集大成した「消費税法対応の手引き」刊行を機に全国8支部9カ所における『消費税実務に関する説明会』が2月21日から3月14日までのスケジュールで一斉実施となった。

各支部とも消費税に寄せる関心は極めて大で、質疑応答も具体的な事務処理手法等を中心に活発な質疑が相次いだ。

各支部の実施状況は次り通り。



全国8支部のトップを切って「消費税実務に関する説明会」が2月21日午前10時から関東支部主催により東京都勤労福祉会館6階会場で開催された。

この日、参集した支部会員は200名をこえ、各ブロックからも多数が参加した。

開催にさきだち支部長の磯野計一氏より「日食協活動と消費税対応」について挨拶があり、続いて税制実務研究会座長市ノ瀬竹久氏から「消費税法対応の手引き」を資料として実務処理の具体的方法等、約2時間半にわたって講演があった。

また講演に続き質疑応答の時間が設けられ、4月1日の実施前後の仕入れ、返品、リベートあるいはカルテル申請にあたっての心得等、積極的な発言が相次いだ。

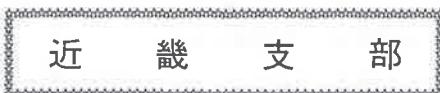


2月23日午前10時半から札幌市中央区北3条の第2水産ビル7階A会議室において北海道支部の主催により「消費税実務に関する説明会」がひらかれた。

この日は、会員ばかりでなく、非会員も一部参加し、170名を越え支部催しとしてははじめての結集ぶりであった。

開催にさきだち支部長の杉野昭雄氏より説明会開催の主旨、今後の北海道支部としての消費税対応等につき挨拶があり、続いて運営委員長である磯内善介氏から「日食協活動の現況と消費税対応」を中心になぜ日食協は外税方式に決めたか、完全転嫁を図るための行政あるいは小売関連業界団体への要望折衝、カルテル申請の意義目的等、基本的問題と方針についての挨拶があった。

また、税制実務研究会座長の市ノ瀬竹久氏からは「消費税負担のインパクト」についての説明ならびに、「消費税対応の手引き」をもとに午前の部、午後の部にわたり詳細にわたる講演があり、終ってからの質疑も活発に出され、さらに理解度が深められた。なお、この説明会のもよろはビデオ収録し、希望会員にダビング配布するという企画まで組まれ盛況であった。



近畿支部の説明会が2月28日、午後1時から大阪市東区京橋の大阪キャッスルホテルにおいて開催された。

はじめに近畿支部支部長の松下善四郎氏から説明会開催に至った経緯と主旨に関し挨拶があり、続いて本部商品委員長であり常任理事の廣田正氏から「日食協の活動現況ならびに消費税対応」につき、このたびの消費税に係る日食協の基本方向、すなわち、11月29日理事会承認の外税方式採用、転嫁カルテル申請の大原則をもとに大蔵省、公正取引委員会、日本百貨店協会をはじめとする関係小売団体、異業種卸団体等との交流、そして税制実務研究会が機関決定事項を基本に実務作業してきた状況等についての挨拶があり、市ノ瀬税制研座長の説明講演に入った。

この説明会会場に集った会員は120名。

消費税導入実施時点における返品、値引き、さらにはリベートについての会計処理上の疑問点、印紙、

商品券等の取扱い、酒類業界における内税問題との関連等々幅広い質疑応答が交わされた。

なお、近畿支部説明会には税制実務研究会委員の浅井久生氏も講師として出席。酒類業界の現況等につき説明した。

東海北陸支部

【東海ブロック】

3月3日午後1時から名古屋市中区錦1丁目の名古屋伊藤忠ビル9階会議場において日食協と中部食料品問屋連盟の共催により「消費税実務に関する説明会」を開催した。

この説明会には、メーカー賛助会員も出席し、200名を越え、関心度の高い参加状況であった。はじめに東海北陸支部の支部長であり問屋連盟会長を兼任する佐藤良嶺氏より開催の主旨について挨拶があり、続いて「日食協の活動現況と消費税の対応」につき北田専務理事が挨拶。

市ノ瀬竹久税制研座長を講師とする説明会では、「消費税法対応の手引き」を参考資料として基本的事項、事務処理方法等を具体的に判り易く説明。

終って質疑に移り、謝礼金の計算方法についての留意点、請求書の一括表示採用理由、端数処理問題、値引き販売上の対応処理、自動販売機の現況等々、数多くの質問があり午後4時半滞りなく説明会を終了した。

【北陸ブロック】

3日の東海ブロックに続いて、3月4日土曜日午後1時から金沢市問屋町の会沢流通会館4階会議室において、「消費税実務に関する説明会」を開催した。

この日の説明会には会員120名が参集、同ブロックでの最高結集を見た。

はじめに東海北陸支部副支部長であり、北陸ブロック長の角間俊夫氏から4月1日実施を目前にして卸業界は完全転嫁を図る以外に明日はない。この時点で御が結束し円滑適正を期し事に臨みたいとの冒頭挨拶があり、北田専務理事から日食協の活動のあらましと消費税対応の経過等について報告。

続いてこの日の主題である「消費税法対応の手引き」をもとにしての市ノ瀬竹久氏による説明講演が2時間半にわたって行われた。

その後の質疑応答では、切替え時点における事務処理上の留意点、特に仕入れに係る会計処理方法、返品の対応、カルテル申請上の会員企業としての心得等、活発な問い合わせや希望意見が交わされた。

東北支部

3月7日午後1時から宮城県の秋保温泉ホテル佐勘において会員ならびに賛助会員、業界新聞記者出

席のもと、「消費税実務に関する説明会」が東北支部主催により開催された。

はじめに東北支部支部長の沢田宏氏から支部として説明会を開催した主旨についての挨拶があり、続いて日食協本部の磯内善介運営委員長の「日食協活動と消費税対応」に関し、日食協は外税方式を決定し、その間の行政、関係業界団体等への働きかけ、税制実務研究会がシミュレートした消費税負担のインパクトの非転嫁事例、カルテル申請の手続き等、消費税問題で日食協が対応してきた現況を中心に挨拶された。

市ノ瀬竹久座長を講師とする説明会は2時間にわたり、消費税の概略、基本的な事務処理方法、損益計算書概念図の説明、導入時における留意事項等詳細説明があり、中休みのあと記念講演「楽しい健康管理」と題する財団法人仙台医療センター仙台オープン病院長の富永忠弘氏の講演を間に挟んだあと午後4時半から説明会を再開、質疑応答を重点に意見交換を行った。

今後の説明会予定

- 〔四国支部〕 3月9日（木） 午後1時から5時
香川県建設会館（高松市磨屋町）
講 師 市ノ瀬 竹 久 氏
- 〔中国支部〕 3月10日（金） 午前11時から午後3時
広島ステーションホテル5階（広島市南区松原町）
講 師 市ノ瀬 竹 久 氏
- 〔九州沖縄支部〕 3月14日（火） 午後1時から4時
福岡市博多駅前 西日本銀行本店3階大ホール
本部挨拶 商品委員長 廣 田 正 氏
講 師 税制研座長 市ノ瀬 竹 久 氏
- 〔その他〕 長野県食品問屋連盟； 3月18日 午前9時～12時
ホテル地本屋（松本市浅間温泉）
講 師 市ノ瀬 竹 久 氏
- 静岡県食品卸同業会； 3月20日 午後2時半から5時
静岡商工会議所
講 師 市ノ瀬 竹 久 氏

消費税導入実施に伴う対応方法 ***** 生産・小売業界へ周知図る *****

全国8支部9カ所にわたる説明会が進められている中にあって、日食協ではメーカー業界ならびに小売業界に対し、「消費税導入実施に伴う対応方法」について、会長名をもって外税方式（税抜き）採用のための転嫁・表示カルテルの申請を行う旨、概要次のような書状により周知を図るとともに、前向きの協力を要請した。

対小売業界団体は日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等7団体のはか各会員企業を通じての「ご販売店各位」の書状も相当枚数が用意され全国配布を開始した。

〈小売団体宛〉（理発第550号）；3月6日付

「消費税導入実施に伴う対応方法のご提案とお願いについて」

さて今般、政府においては抜本的税制改革実施に当たって本年4月1日からいよいよ消費税を導入、適用致しますが、貴業界におかれましては円滑なご対応のための諸施策をお講じのことと存じます。

弊協会では、加工食品の全国卸団体として、この消費税の対応につき種々検討協議を重ねて参りますとともに、貴小売業界団体をはじめとして生産者団体、卸同業5団体や異業種卸団体との情報交換等にも努めて参りました。

その結果、法の精神に沿う対応方法は「外税方式（税抜き）」を採用させていただくことが最善、最良の方法であるとの結論に達しました。

また、混乱を惹起することなく整然とした

対応を図るために「転嫁方法・表示方法のカルテル」の申請を行うことに致しました。

つきましては、「法の精神を忠実に守り、正しく実行すること」を本旨として次の事項を採用させていただきたく、その事由を添え、お願い申し上げる次第でございます。

I. 「外税方式（税抜き）」の採用

〈事由〉 ①商品単価が大変小さいこと
②付加価値が大変少ないとこと
③不信感を発生させないとこと
④簡単、明瞭、省力的であること
⑤経営管理に混乱を発生させないとこと

II. 「決済方法は請求書締め単位」の採用

〈事由〉 ①税額の差額僅少化を図ること
②簡単、明瞭、省力的であること

III. 「転嫁方法・表示方法カルテル」の申請

〈事由〉 ①混乱を惹起せず整然と対応すること
②不測の事態を防止すること
③信頼関係を維持すること

以上、このたび消費税が導入されるに当たり業界間の転嫁が円滑かつ適正に取り進められますようご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

対メーカー関係業界には説明会開始に平行し、関係メーカー団体の38団体と日食協賛助会員120

社外非賛助会員宛に要旨、次のような文書により周知した。

〈対メーカー団体宛〉（理発第 551 号）：

2月20日付

「消費税導入実施に伴う対応方法のお知らせ」

さて、今般、政府においては抜本的税制改革実施に当たって本年4月1日からいよいよ消費税を導入、適用致しますが、貴業界におかれましては円滑なご対応のための諸施策をお講じのことと存じます。

加工食品卸業界におきましても、この消費税への新対応につき種々検討協議を重ね、貴生産業界団体をはじめとして、小売団体あるいは異業種卸団体等と幅広く情報の交換に努めて参りました。

その結果、法の精神に沿う対応方法は「外税方式（税抜き）」を採用させていただくことが最善、最良の方法であるとの結論に達しました。

また、混乱を惹起することなく整然とした流通対応を図るため「転嫁方法・表示方法のカルテル」の申請を行うことに致しました。

このカルテル申請にあたり、加工食品卸業界として「外税方式」並びに「決済方法は請求書締め単位」につき方針を決めさせて頂きましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、「法の精神を忠実に守り、正しく実行することを本旨として作成しました別添の「消費税法対応の手引き」をお届け申し上げますのでお目通し賜り、ご理解、ご協力下さいますようお願い申し上げます。



『消費税』で合同委員会開催

1月24日午前9時半から日食協会議室において運営・商品合同委員会を開催した。

この合同委員会の中心議題は申すまでもなく「消費税」問題。

消費税問題の協議にさきだち、まず各委員会、CBO等の活動状況報告がなされた。

〔商品委員会〕；廣田商品委員長より消費税問題を重点に携っている現況から、商品委員会の活動が保留されているような面もあるが、返品問題については、現在実態調査のアンケート回収が概ね終り、その結果の分析に入る段階にある。今回の調査目的は日本百貨店協会、日本チェーンストア協会が設定の「返品に関する自主規制基準」が適用となったが、その後の各地小売業の変化ならびに昭和59年に実施した返品実態調査と現在の状況がどのように変化しているかを分析、問題点を把握したうえで小売業界側との話し合いに入ることにしている。しかし、現在は両協会とも消費税問題に重点取組みしている実情であり、しばらく時期を待ちたい旨報告。

また、割戻金の即引化推進に関しては、実施に入って1年を経過した時点が進捗の一区切りと見られ3月ごろの実態を分析のうえで、新たなスケジュール化を考えたいとの意向が述べられた。

なお、即引き未実施のメーカーに対しては早期対応を再度要請する運びにしている。

[情報システム化委員会] ; 松本情報システム化委員長より後任副委員長ならびにネットワーク検討会の座長選任の案に係る説明があり、また、調査事業最終年としての農林水産省委託事業の経過報告、消費税関連のコンピュータ処理に関する委員会の今後の対応、酒類食品全国コードセンターの現況などが報告された。

[缶詰ブランドオーナー会] ; 缶詰ブランドオーナー会の活動状況については専務理事から①缶詰の賞味期間表示問題 ②品種別部会の活動現況のあらましが報告された。

賞味期間表示問題に関しては、(社)日本缶詰協会側と小売業者側との話し合いが肝要であるとされ、日食協はそれをアドバイスする立場が好ましいこと、4～5年のおいしく食べられる期間の表示には問題があるが、業界全体で妥当な期間（例えば24ヶ月等）が範疇決めできるか否か、ステッカー貼付問題も含め日缶協幹部とCBO幹事長両者の話し合いの場も必要との意見があった。

☆ ☆ ☆

中心議題の「消費税導入に伴う諸対応に関する件」では、①税制実務研究会の活動現況報告 ②転嫁、表示に係るカルテル申請 ③各支部への説明会の実施等 ④臨時総会の開催等を重点課題として協議した。

税制実務委員会の活動現況については同研究会座長の市ノ瀬竹久氏より昨年11月29日理事会決定の外税方式採用とカルテル申請の決定2事項に基づき、すでに7回にわたり実務処理問題を中心協議研究を重ねてきたこと、その間メーカー代表

との会合も2回開催しており、それらの作業をベースに会員に対する啓蒙普及解説書を至急作成する段取りである旨の報告があった。

また事務局からはカルテル申請するに当たり、日食協の会員企業の規模に関する現況報告があり、申請資格を有する団体として認められる線になるであろうことが中間報告された。

全国8支部主催による説明会の開催については改めて税制研で打合わせることになったが、マニュアル作成費、説明会の開催費用等については補正予算が国会で通過すれば、一部の補助が期待できるもよう。

なお、臨時総会開催の是非については、説明会を優先実施することが急がれ期間余裕もないため、場合によっては書面総会に諮るなど今後の方向を協議した。



2月14日午後3時から日食協会議室において情報システム化委員会を開催し、①委員の増員ならびに副委員長の互選に関する件 ②今後の委員会運営に関する件 ③消費税に係る関連対応等に関する件、その他につき協議した。

*****副委員長に岸 史郎氏が就任***** *****検討会の座長には西野良夫氏*****

前副委員長でありネットワーク検討会座長の栗原悠造氏の退任に伴い、その後任に株式会社小網情報システム部長の岸 史郎氏が就任した。またネットワーク検討会座長には西野商事株式会社情報システム部の部長西野良夫氏が指名された。

なお、同氏は國分会長の委嘱により情報システム化委員会の委員に加わった。

今後の委員会の運営に関しての主な活動予定は次の通り。

<商品コード>

JANコードおよびJAN+荷姿コードの検討が進められているが、メーカー側の研究結果の早期とりまとめがなされたうえで、さらに検討対応することになった。

<在庫システム>

概ねその内容はまとめられているが、確定版を作成のうえ、運用に当たっては今後、個別に企業内で取組む方向などが話合われた。

<商品案内システム>

消費税との新対応の意見交換があり、また今後さらに新製品開発が進むことも予想され、本システムの検討を再開することになった。

<SDP運営委員会の改組>

前回提示のあった「業界情報システム関係組織関連図」によるSDP運営委員会の改組提案につき、状況報告あり。

<全国コードセンター運営状況>

酒類食品全国コードセンターの運営について、新たに財務対策が提起されており、今後の対応が問題となっているが、同センター委員会の実情を問合せる機会を改めて持ちたいとの意見であった。

その他、農林水産省委託事業「加工食品卸売業

情報化モデル策定調査」の最終とりまとめの進行状況、「物流委員会」との今後の関連対応作業、消費税に係る日食協の対応状況等々につき事務局報告ならびに意見の交換を行った。

*****第29回ネットワーク検討会*****

3月1日午後1時半から日食協会議室において開催され、①農林水産省委託事業の報告 ②F研分科会活動の報告 ③消費税導入に係る関連問題 ④在庫システムの検討等につき協議した。

検討会の協議にさきだち、このたび新座長に指名された西野商事株式会社情報システム部長西野良夫氏より挨拶があった。

F研分科会の活動状況；

商品コードに関し現在、関東、関西の両F研で作業を進めているが、検討項目の洗い出しのほか、特に荷姿コードのあり方、JAN受発注に係る問題点、情報伝達の方法、商品案内情報等につき協議概要の報告があった。いずれにしても関東、関西の検討結果を一本化し、できるだけ早い機会にメーカーとしての意見をまとめたいとの意向である。

商品案内システム；

酒税の見直しとも関連し、商品案内システム自体の見直しに合わせ、企業間における標準化が必要ではないかとの意見があった。

在庫システムの検討；

消費税とも絡んで税区分表示問題等につき話合

いがなされた。区分項目としては内税、外税、非課税の3区分が考えられるが、その表示を余白欄で活用してはなどの案が出された。

消費税関連活動；

事務局より日食協税制実務研究会の活動を中心として、基本的対応、今後の活動スケジュール、説明会の開催、カルテル申請などその概況を報告した。

***** 農林水産省委託事業 ***** *** 報告書とりまとめ作業順調に進む ***

63年度農林水産省委託による「加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査事業」は1月7日の第7回ワーキンググループ、2月14日開催の第8回ワーキンググループによる調査分析整備作業を終って、2月21日に開かれた第3回委員会で報告書の最終とりまとめを完了した。

63年度は最終委託年でもあり、過去2年間の調査を踏まえ、情報化モデルを策定することがねらいとなっており、順調に仕上げの作業が進んでいる。

報告書の主な内容は次の通り。

第一章；加工食品卸売業の情報化、物流システムの現況と問題点

第二章；調査結果にみる加工食品の仕入れ、納品実態と意識

第三章；小売業調査結果にみる問題点の整理

第四章；加工食品卸売業の物流システム化、情報化の方向と取引関係のあるべき方向

以上の4章からなり、特に今回は小売業界の意

識調査が加えられており、大きな関心が寄せられている。

酒類食品全国コードセンターの活動状況

酒類食品全国コードセンターの活動概況は次の通りである。

[運営委員会]

<1月23日>主な協議の内容；①財政問題 ②土曜日休日対応

<2月22日>主な協議内容；①会費改正案等に関する各地区運営委員会での検討結果 ②消費税対応 ③経費の削減 ④登録スピードのアップ問題等。

なお、SDPにおいては1月9日、2月9日、2月16日と新年に入ってから3回にわたる運営委員会を開催している。



2月1日午前9時から田尾委員長と事務局による事前作業を行ったうえで、午後1時半から会議室において第3回目の物流委員会を開催し、①チャネル別アンケートのとりまとめの件と②今後の進め方等について協議した。

この委員会での各委員から寄せられたチャネル別の物流問題アンケートのとりまとめでは、重点的にメーカー、百貨店、チェーンストアの3業態における物流実態と問題点につき内容を協議した。

概ね共通する問題点としては、荷姿と容器の統一化、検品時作業の効率化、10進法の促進化、リードタイムの合理化対応、在庫管理面におけるシステム化の強化、返品のルール化等々への対応が挙げられ、協議の結果、具体的問題についての詰めはワーキンググループ（委員会の副委員）により作業し、5月の定時総会時点までは、物流委員会としての基本的活動方針を明らかにしたいとの委員長意向が述べられた。

物流委WGが初協議

物流委員会のワーキンググループが2月16日午前9時半から日食協会議室で開催され、メーカー物流に係る問題点の抽出につきワーキングとしては初の作業に入った。

座長には株式会社廣屋の物流副部長酒本和夫氏、副座長に松下鈴木株式会社東京商品部部長代行の桂田義雄氏を内定し、まずメーカーへの物流に係る要望事項の検討を行った。

このワーキンググループの協議の基本的姿勢はすでに日食協が「新価格体系」で具体的提案を行っている路線を踏まえ、次の事項を洗い出した。

①包装； 商品管理上の問題なき包装形態（末端ニーズに合った内装）

②形態・荷姿； 國際化時代に備えた統一規格

③入り数； 作業効率化を前提とした規格統一（現行荷姿の半さいの推進）

④納入時間・リードタイム； 指定時間の納入徹底

⑤日付け、鮮度； 印字の明確化と統一、出荷時の日付管理

⑥表示； 商品バーコード表示の徹底（外箱と中身の表示整合＜略号の廃止等＞

⑦ その他； 商品以外の荷物（単品等）の配達コストの負担問題

以上につき内容整備を重点的に行ない、具体案を委員会に答申する運びとした。

支部ニュース

関東支部で物流コスト調査

1月18日午後3時から日食協会議室において関東支部の流通業務委員会を開催し ①「消費税実務問題研修会」の結果報告と消費税今後の対応等について ②62年度物流コスト実態調査のとりまとめについて ③委員会活動のスケジュール化等につき協議した。

関東支部主催による第2回「消費税実務問題研修会」は前号既報の通り昨年12月20日に開催されたが、その結果について事務局より報告があり、消費税に係る委員会としての今後の対応等で意見交換した。

消費税は直接的にも配達費、ソフト電算がらみの問題派生が予想されるところであり、特に最近では配達に係るドライバー不足、それに伴う運賃値上げなどいくつかの不安材料が内在している状況である。

流通業務委員会は、これらの周辺問題に留意しつつ隨時に業務対応を進めることにしている。

62年度の物流コストの実態調査のとりまとめについては調査集計結果の分析作業を重点に行った。

今回の調査では前年比より配達費の低減が集計上で現われているが、どのような環境変化があつてのうえか、自社配達の実態などを含め次回でさらに整備、作表することになった。

なお、委員会活動のスケジュール化については次回あらかじめのテーマを持ち寄り検討する予定。

◆ ◆ ◆

2月21日午後3時から平成元年に入ってから第2回目の流通業務委員会が日食協会議室で開かれた。

主な検討テーマは、①62年度物流コスト実態調査最終とりまとめ、②委員会活動のスケジュール化等。

前回委員会に引続いての62年度物流コストの調査結果のとりまとめは流通業務委員会としては最終段階とされ、そのとりまとめ結果では、前年度より総コストで5.3%下回ったものとなっている。

その低減理由は、①企業努力によるものと②外的環境の変化によるものと捉えられているが、さらに報告書として整備し支部長に具申する運びにしている。

***** 共同配達委員会 *****

1月18日ならびに2月21日、それぞれ日食協会議室において共同配達委員会を開催し、新体系に組み変え後の業務状況、経営実績等で意見交換した。

第1表 (国内産過去10カ年間需給の推移) 平成元年2月17日調べ 3月31日現在推定

年度	当年生産量	前年より キャリオーバー	当年供給量	当年消費量	次年への キャリオーバー
54年	400万缶	—	400万缶	330万缶	70万缶
55	430	70万缶	500	360	140
56	350	140	490	410	80

新しい価格による体系が採用されたのは昨年の10月時点であるが、2月21日の委員会での南王運送株式会社側の報告では経営実績は良好に推移しており、売上げでは1月度実績は144.71(前年対比)と上向いたとの中間報告であった。



***** 蔬菜部会で筍缶を協議***** ***** 需給の推移等をとりまとめる*****

CBO蔬菜部会は新物筍缶詰の生産シーズンを前にして恒例の筍缶詰全国大会に臨むに当たり、2月17日午後2時半から日食協会議室において、①国産たけのこ缶詰の情報交換(②在庫状況および現在の市況、③新物たけのこ缶詰の生産見通し)④輸入たけのこ缶詰の情報交換 ⑤筍缶詰全国大会への要望書等のとりまとめにつき協議した。

協議の結果、在庫状況、新物生産見通し、輸入の現況と今後の見通しおよび問題点とされる事項等がまとめあげられ、塩谷副部会長の協力のもとに第40回筍缶詰全国大会提出のための経過報告書の作成となった。

この「63年度筍缶詰の経過報告並びにその他について」の資料のうちの需給の推移等は次の通り。

57	350	80	430	400	30
58	420	30	450	400	50
59	380	50	430	380	50
60	420	50	470	380	90
61	370	90	460	400	60
62	314	60	374	334～344	30～40
63	392	30～40	422～432	322～332	100

第2表 (63年度国内産、中国産、台湾産、タイ産を主体にしたグローバルな需給の推移)
平成元年2月17日調べ 3月31日現在推定

国別	当年生産量 (輸入量)	前年より キャリオーバー	当年供給量	当年消費量	次年への キャリオーバー
国産	392万缶	30万～40万缶	422万～432万缶	322万～332万缶	100万缶
中国	539	80	619	319(不良廃棄50)	250
台湾	138	10	148	133	15
タイ	95	60～70	155～165	75～85	80
合計	1,164万缶	180～200万缶	1,344～1,364万缶	849～869万缶	445万缶

第3表 (輸入箇缶詰の年度別輸入実績) 大蔵省日本貿易月報による 11kg換算

国別	59年	60年	61年	62年	63年
中國	703,794缶	740,683缶	1,330,812缶	3,505,861缶	5,338,884缶
香港	—	—	8,000	42,461	55,327
台湾	2,098,360	2,105,618	2,024,541	1,564,739	1,377,022
タイ	362,569	652,602	643,850	1,531,771	952,667
シンガポール	—	677	—	—	—
ベトナム	—	—	—	1,716	4,802
蒙古	その他 900	—	—	382	韓国 273
マレーシア	—	—	—	—	1,800
英國	—	—	—	—	1,089
合計	3,165,623缶	3,499,580缶	4,007,203缶	6,646,930缶	7,731,865缶

缶詰の「預り品ルール化」で懇談

昨年、日食協蔬菜部会が缶詰全国大会において「缶詰の新流通ルールに関する提言」を行ったことに伴い、日缶協では、このほど「缶詰の預り品に係るルール」(案)を示してきた。

このルール化問題につき、蔬菜部会開催日の2月12日午前11時から北村部会長、萩原副部会長および塩谷副部会長は日食協応接室においてあらかじめの内容検討を行った。

続いて午後1時から日缶協缶詰部会(部会長樋崎次郎氏)のメンバー代表との本件を中心とした連絡懇談会に臨み、CBO蔬菜部会として預り品についての基本的な考え方、クレーム処理に係るルール(案)についての見解を積極的に述べ、同案の内容の再整備を要請した。

品質対策委で“賞味期間”を協議

1月26日午後3時から日食協会議室において品質対策委員会を開催し、①食品添加物の表示について ②62年度のクレーム実態調査について ③缶詰の賞味期間の表示について協議した。

この対策委員会には、(社)日本缶詰協会側から参考の渡辺麟太郎氏ならびに水産大手5社の実務担当者が出席され、意見交換した。

特に缶詰の賞味期間の表示問題については、缶詰業界の統一見解とされている「おいしく食べられる期間」の4年、5年の合意事項の今後の取扱い方、消費者対応、小売業界側への話合いの場づくり、啓蒙活動などさまざまな問題が内包されて

おり、業界間での前向きの対応が強く望まれるとされた。

みかん缶詰 JAS受検状況

日本蜜柑缶詰工業組合がこのほど集計した新物みかん缶詰の受検状況は次の通りである。(2月28日現在)

(内販みかん缶ホール品)

(単位: 函数)

	実函計	換算計
1／0 6	426, 439	533, 049
2／2 4	410, 458	558, 223
3／2 4	6, 623	5, 961
4／2 4	3, 757, 501	2, 742, 976
5／4 8	34, 277	34, 277
5／2 4	874, 718	437, 359
その他	606, 499	275, 522
実函計	6, 116, 515	
換算計		4, 587, 367
62年度 (2.29)	6, 930, 874	5, 334, 613
61年度 (2.28)	6, 795, 144	5, 075, 607
60年度 (2.28)	7, 425, 516	5, 390, 723

なお、ブローカーの鑑定状況は2月28日現在、実函で42, 771函、換算では47, 318函となっている。

これは前年同期より実函で25, 928函の減、換算で31, 145函の減となっている。

